

お

太

助

ガ

イ

ド

安芸高田市認知症ケアパス

～支え合い 助け合い 安心して

暮らせるまち 安芸高田市～



安芸高田市公式マスコットキャラクター「たかたん」

安芸高田市 福祉保健部 社会福祉課

2024（令和6）年7月 発行

2025（令和7）年4月 改訂

はじめに

認知症は、誰にでも起こりうる脳の病気です。

我が国における認知症の人の数は、2022（令和4）年で約443万人、65歳以上高齢者の約8人に1人と推計されています。また、この数は、団塊ジュニアの世代が65歳以上になる2040（令和22）年には、6.7人に1人に上昇する見込みです。

安芸高田市においても、2021（令和3）年3月末の要介護認定者数2,662人のうち、認知症の人は1,844人と、69.3%を占めており、今後も、認知症の人が増加していくことが予想されます。

認知症は、病気の進行によって症状が変化しますが、状態に応じた適切な支援やサービスが切れ目なく提供されることによって、住み慣れた地域で暮らし続けることができます。

「認知症ケアパス」とは、認知症の人やそのご家族が、認知症の状態に応じて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか、標準的な流れを示したものです。

認知症の人やそのご家族が、安心して住み慣れた安芸高田市で暮らしていくことができるよう、この「認知症ケアパス」をご活用ください。

もくじ

1.	認知症について	認知症の症状 認知症を引き起こすおもな病気	 3 4
2.	受診・相談について	早期発見・早期受診のメリット 地域包括支援センター 思いあたることはありませんか？ 認知症初期集中支援チーム	 5 6
3.	認知症ケアパス		 7, 8
4.	相談窓口		 9, 10, 11
5.	介護予防事業	げんき教室，住民主体の介護予防教室	 11
6.	社会参加・その他	シルバー人材センター，ほほえみネット，ボランティア センター，老人クラブ，ふれあいサロン，認知症カフェ *お太助ワゴン	 12 13
7.	見守り・安否確認など	徘徊高齢者家族支援サービス，徘徊 SOS ネットワーク事業 生活支援員制度，安心生活創造事業	 14
8.	高齢者在宅福祉サービス	配食サービス，外出支援サービス（タクシー利用助成） 訪問理美容サービス，日常生活用具の給付， 緊急通報システム運営事業（あんしん電話機能）	 15
9.	家族への支援	家族介護用品の支給，家族介護手当の支給， 高齢者住宅整備資金，認知症の人への接し方	 16
10.	介護保険サービスの利用について		 17
11.	権利擁護	高齢者虐待，成年後見制度 *福祉サービス利用援助事業（かけはし），消費者被害	 18
12.	医療機関	市内医療機関，近隣の認知症疾患医療センター	 19
13.	介護保険サービス事業所など		 20, 21

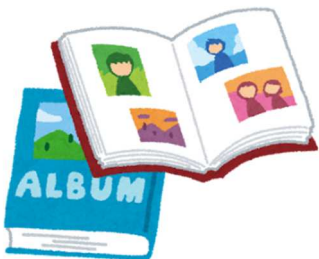
1. 認知症について

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞の働きが悪くなったり、脳細胞が壊れたりして、記憶力や判断力の低下など、さまざまな障害がおこり、日常生活に支障が出ている状態で加齢による衰えとは違います。認知症はだれでもなり得るため、正しい知識を持ち、たとえ発症しても適切なサポートを受けながら生活ができることが大切です。

認知症の症状

認知症の症状には記憶力や判断力の衰えなど、病気による症状である「中核症状」と、中核症状のため周囲にうまく適応できなくなったり、心身の衰えや不安から妄想や幻覚などの症状である「周辺症状」があります。

●中核症状

記憶障害	見当識障害
新しい体験の記憶や、知っているはずの記憶の呼び覚ましが困難になる 	時間、日付、季節感、場所などがわからなくなる 
実行機能障害	理解・判断力の障害
料理を作る段取りがたてられなくなったり、何かを計画することが難しくなる 	理解するまで時間がかかったり、いつもと違う出来事に対応できなくなる 



●周辺症状

周辺症状は、中核症状に生活環境や人間関係、本人の性格などが関係して現れます。適切な治療や周囲のサポートにより、認知症の人が感じている精神的なストレスを取り除くことで、ある程度の予防や緩和が可能です。

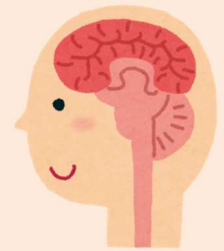
【周辺症状の例】

- ・元気がなく、やる気がなくなる
- ・不安になる、攻撃的な言動がある
- ・「ものを盗まれた」などと言う
- ・落ち着かず、歩きまわる（徘徊）
- ・便をいじるなどの排泄の混乱
- ・過食などの食行動の混乱 など



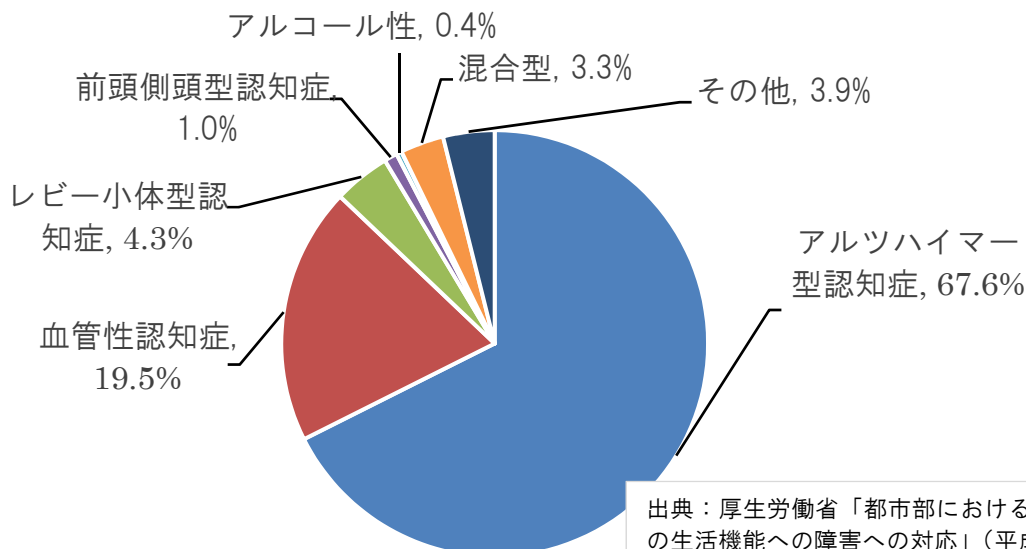
「認知症による物忘れ」と「加齢による物忘れ」の違い（一例）

認知症による物忘れ	加齢による物忘れ
体験の全てを忘れてしまう ＊食事を食べたことを忘れる	体験の一部を忘れる ＊食事のメニューを忘れる
性格が変わる	性格に大きな変化はない
自分のいる場所や時間がわからない	自分のいる場所や時間がわかる



認知症を引き起こすおもな病気

認知症の症状を引き起こす病気には様々なものがあり、認知症の病気によって、出現しやすい症状が異なります。代表的なものは以下のとおりです。



アルツハイマー型認知症

認知症の原因としては最も多いといわれており、長い年月をかけて脳に、アミロイドβ、リン酸化タウというタンパク質がたまり認知症をきたすと考えられています。記憶障害（もの忘れ）から始まることが多いですが、失語（音として聞こえていても話がわからないなど）や失認（視力は問題ないのに、目で見えた情報を形として把握し難い）、失行（手足の動きは問題ないのに、今までできていた動作を行えない）などが目立つこともあります。

レビー小体型認知症

脳にαシヌクレインというタンパク質がたまり、認知症をきたすと考えられています。記憶障害などの認知機能障害が変動しやすいことのほか、ありありとした幻視（実際にはないものが見える）や転びやすい、歩きにくいなどのパーキンソン症状、睡眠中に夢をみて叫んだりするなどの症状を伴うことがあります。どの症状が先に出てくるかはそれぞれです。

血管性認知症

脳梗塞や脳出血といった脳血管障害によって、一部の神経細胞に栄養や酸素が行き渡らなくなり認知症をきたすものをいいます。脳血管障害を起こした場所により症状は異なりますが、まひなどの体の症状を伴うことが少なくありません。

出典：政府広報オンライン「知っておきたい認知症の基本」（令和 5 年（2023 年）8 月 16 日）

2. 受診・相談について

「もしかしたら、認知症かもしれない」と思っても、受診をためらう人は少なくありません。「何かおかしい」「今までと様子が違う」という周囲の人の気付きはとても重要です。

認知症が疑われる場合や心配な時は、早めに医療機関(P19)を受診しましょう。

早期発見・早期受診のメリット

- 進行を遅らせたり、症状の緩和を図ることができる
早期に治療を開始することで、進行を遅らせたり、症状の緩和を図ることができます。
- 治療ができる認知症がある
認知症のような症状が出ていても、うつ病など他の病気の症状であることもあります。
慢性硬膜下血腫など、早期に治療を開始することで、症状が改善する場合があります。
- 早期に準備ができる
症状が軽いうちに本人や家族が認知症についての理解を深めたり、今後の生活の話し合いについて余裕を持って進めることができます。

！ 受診前に整理しておくとい情報 ！

- いつ頃から変化が見られたか
- 具体的に困っている症状は何か
- 本人のこれまでの病気や、お薬は何を処方されているか



安芸高田市地域包括支援センター

☎・ お太助フォン 47-1132 ・ Fax 47-1312

住所： 吉田町常友 1564 番地 2

高齢者の総合相談窓口。認知症のこと、介護のことなど、なんでもご相談ください！

社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師など専門のスタッフが介護、福祉、健康、医療など様々な相談に応じ、関係機関などと連携して、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように支援しています。



出前講座のご案内

出前講座とは、地域の集まり（サロン、老人クラブ等）等に社協職員が行かせてもらい、福祉・介護の事等、気になるテーマの学びの場を提供しております。その中の1つのテーマの「認知症」については、地域包括支援センターが担当しております。

認知症は、誰もがなる可能性のある病気です。自分自身のため、家族のため、地域で暮らす皆さんのため、認知症とはどんな病気なのか？予防するには？どのように接したらいいの？など認知症について気になる事を学んでみませんか。

思い当たることはありませんか？

日々の生活の中で、思い当たることがいくつかあれば、早めにかかりつけの医療機関（P19）や相談窓口（P9～11）に相談してみましょう。

以下は、認知症の始まりではないかと思われる言動をまとめたものです。

あくまでも目安であり、いくつもあてはまるからといって、認知症と診断するものではありません。

●ひどい物忘れ		●人柄が変わった	
☐	切ったばかりの電話の相手の名前を忘れる	☐	些細なことですぐ怒る
☐	同じことを何度も言ったり、聞いたり、行動したりする	☐	人への気づかいがなくなり、自分勝手にふるまう
☐	しまい忘れたり、置き忘れが増え、いつも探し物をしている	☐	自分の失敗を人のせいにする
☐	財布や通帳などが盗まれたと、身近な人を疑う	☐	周囲の人から「最近様子がおかしい」と言われた
●判断できなかつたり、理解力が低下する		●不安感が強い	
☐	料理や運転などでミスが多くなった	☐	一人になることを怖がる
☐	新しいことが覚えられない	☐	外出時に持ち物を何度も確かめる
☐	話のつじつまが合わない	☐	自分で「頭が変になった」と言う
☐	テレビドラマなどの内容が理解できない	●意欲がなくなる	
●場所や時間がわからない		☐	下着を替えなかつたり、身だしなみに気を使わなくなった
☐	約束した時間や場所を間違えることが多くなった	☐	趣味や好きなテレビ番組等に興味をしめさなくなった
☐	慣れた道でも迷うことがある	☐	ふさぎこみ、何をするのも面倒がる

＊（社）認知症の人と家族の会が作成された資料を参考としています。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職（医師・医療職・介護職など）で構成されたチーム。

認知症の早期診断・早期対応のために、チーム員が認知症の（または疑われる）人やその家族の所へ家庭訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立支援のサポートを行います。（支援の目安 半年程度）

○ 対象者（40歳以上で在宅で生活している人）

- ・認知症の診断を受けていない、または、治療を中断している人
- ・医療や介護サービスを受けていない、または、中断している人
- ・医療や介護サービスを受けているが、認知症の症状が顕著であって、家族等が対応に困っている人

【問合せ先 安芸高田市社会福祉課 ☎42-5615 P9】

3. 認知症ケアパス

認知症の進行や症状の現れ方には個人差があります。

本人の様子 支援の内容	認知症の疑い	認知症を有するが 日常生活は自立
	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している
相談	P5 ★地域包括支援センター P19 ★医療機関(かかりつけ医) P9 ★安芸高田市保険医療課・社会福祉課	
介護予防 悪化予防	P11 ★げんき教室 ★住民主体の介護予防教室 P20, 21 ★通所型サービス(通所介護) ★訪問型サービス(訪問介護)	
社会参加	P12 ★シルバー人材センター ★ほほえみネット ★ボランティアセンター P12 ★老人クラブ ★ふれあいサロン	
安否確認 見守り	P14, 15 ★徘徊高齢者家族支援サービス ★徘徊 SOS ネットワーク ★生活支援員制度 ★安心生活創造事業 ★配食サービス ★緊急通報システム(安心電話)	
生活支援	P15 ★配食サービス ★訪問理美容サービス ★外出支援サービス ★日常生活用具の給付	
身体介護		
医療	P19 ★医療機関(かかりつけ医) ★認知症疾患医療センター	
家族支援	P5 ★地域包括支援センター P12 ★認知症カフェ P14 ★徘徊高齢者家族支援サービス ★徘徊 SOS ネットワーク	
緊急時支援 (精神症状がみられる等)	P19 ★認知症医療疾患センター P21 ★小規模多機能型居宅介護 ★短期入所生活介護 ★短期入所療養介護	
権利擁護	P18 ★消費生活相談	P18 ★福祉サービス利用援助事業(かけはし) ★成年後見制度
住まい	P21 ★有料老人ホーム ★サービス付き高齢者向け住宅 ★養護老人ホーム ★ケアハウス	

本人の様子から、今後の医療・介護やサービスなどを受ける目安としてご活用ください。

 誰かの見守りがあれば 日常生活は自立	 日常生活に手助け・ 介護が必要	 常に介護が必要
服薬管理が出来ない、電話の対応や訪問者の対応などが1人では難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない	ほぼ寝たきりで意思の疎通が困難である
P5 ★地域包括支援センター P19 ★医療機関(かかりつけ医) P9 ★安芸高田市保険医療課・社会福祉課		
P20, 21 ★通所介護 ★通所リハビリ ★訪問看護 ★訪問リハビリ ★小規模多機能型居宅介護		
P20, 21 ★通所介護 ★通所リハビリ ★小規模多機能型居宅介護		
P14 ★徘徊高齢者家族支援サービス ★徘徊 SOS ネットワーク ★生活支援員制度 ★安心生活創造事業 P15 ★配食サービス ★緊急通報システム(安心電話)		
P15 ★配食サービス ★訪問理美容サービス ★外出支援サービス ★日常生活用具の給付 P20, 21 ★訪問介護 ★小規模多機能型居宅介護		
P20, 21 ★通所介護 ★訪問介護 ★小規模多機能型居宅介護		
P19 ★医療機関(かかりつけ医) ★認知症疾患医療センター		
P5 ★地域包括支援センター P12 ★認知症カフェ P14★徘徊高齢者家族支援サービス ★徘徊 SOS ネットワーク P16 ★家族介護用品 ★家族介護手当		
P19 ★認知症医療疾患センター P21 ★小規模多機能型居宅介護 ★短期入所生活介護 ★短期入所療養介護		
P18 ★消費生活相談 P18 ★福祉サービス利用援助事業(かけはし) ★成年後見制度		
P21 ★有料老人ホーム ★サービス付き高齢者向け住宅 ★介護老人福祉施設 ★地域密着型老人福祉施設 ★介護老人保健施設 ★認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		

4. 相談窓口

安芸高田市地域包括支援センター

☎・お太助フォン 47-1132 ・ Fax 47-1312 住所 吉田町常友 1564 番地 2

介護保険(P17)や高齢者在宅福祉サービス(P15)の相談・申請窓口

名称		住所	電話番号・お太助フォン・Fax
介護保険	安芸高田市 保険医療課	吉田町吉田 791 番地	☎・お太助フォン 42-5618 Fax 42-2130
高齢者在宅福祉サービス	安芸高田市 社会福祉課	吉田町吉田 791 番地	☎・お太助フォン 42-5615 Fax 42-2130
八千代支所	窓口係	八千代町佐々井 1391 番地 1	☎・お太助フォン 52-2111 Fax 52-2580
美土里支所	窓口係	美土里町本郷 1775 番地	☎・お太助フォン 54-0311 Fax 54-0035
高宮支所	窓口係	高宮町佐々部 983 番地 2	☎・お太助フォン 57-0311 Fax 57-1654
甲田支所	窓口係	甲田町高田原 2500 番地	☎・お太助フォン 45-4111 Fax 45-4521
向原支所	窓口係	向原町坂 185 番地 1	☎・お太助フォン 46-3111 Fax 46-2866

在宅介護支援センター

名称	住所	電話番号・Fax
在宅介護支援センター 百楽荘	吉田町吉田 1948 番地 1	☎ 42-4112 ・ Fax 47-0154
吉田町在宅介護支援センター JA 吉田総合病院	吉田町吉田 3666 番地	☎ 42-5388 ・ Fax 47-0050
八千代町在宅介護支援センター レークサイド土師	八千代町土師 12251 番地 1	☎ 52-3833 ・ Fax 52-2154
高美園在宅介護支援センター	高宮町原田 10380 番地 1	☎ 57-1260 ・ Fax 57-0190
在宅介護支援センター甲田	甲田町下小原 3363 番地	☎ 45-7777 ・ Fax 45-5222
向原在宅介護支援センター	向原町坂 10287 番地 1	☎ 46-7500 ・ Fax 46-7142

<家族介護者教室>

対象者は在宅で介護している家族の方など。内容は介護方法・介護予防、介護者の健康づくり等。日程等詳細は、各在宅介護支援センターへお問い合わせください。

社会福祉協議会

名称	住所	電話番号・Fax
安芸高田市社会福祉協議会 地域福祉課	吉田町常友 1564 番地 2	☎ 47-1131・Fax 47-1312
安芸高田市社会福祉協議会 八千代支所	八千代町佐々井 1391 番地 1	☎ 52-2941・Fax 52-2941
安芸高田市社会福祉協議会 美土里支所	美土里町本郷 1775 番地	☎ 59-2941・Fax 59-2941
安芸高田市社会福祉協議会 高宮支所	高宮町佐々部 983 番地 2	☎ 57-2941・Fax 57-2941
安芸高田市社会福祉協議会 甲田支所	甲田町高田原 1490 番地 1	☎ 45-2941・Fax 45-7012
安芸高田市社会福祉協議会 向原支所	向原町坂 185 番地 1	☎ 46-2941・Fax 46-2941

民生委員・児童委員 お住まいの地区の民生委員がわからない時は、お問い合わせください。

名称	住所	電話番号・お太助フォン・Fax
安芸高田市 社会福祉課	吉田町吉田 791 番地	☎・お太助フォン 42-5615 Fax 42-2130

広島県認知症介護アドバイザー(オレンジアドバイザー)のいる施設

認知症介護に関する相談が出来ます。 (2024(令和6)年5月10日現在・広島県ホームページ参考)

名称	住所	電話番号・Fax
小規模多機能型居宅介護 ケアホーム匠	吉田町常友 486 番地	☎ 47-1013・Fax 42-5565
認知症対応型共同生活介護 ケアホーム匠		
特定非営利活動法人 匠の家		
特別養護老人ホーム 清風会さくら	吉田町竹原 1891 番地 1	☎ 47-2610・Fax 43-1750
通所介護事業所 吉田	吉田町山手 397 番地 1	☎ 43-2555・Fax 43-2555
八千代病院介護医療院	八千代町勝田 448 番地	☎ 52-3838・Fax 52-3253
地域密着型ユニット型特別養護老人ホーム甲田	甲田町下小原 3363 番地	☎ 45-7777・Fax 45-5222
グループホーム甲田		
居宅介護支援事業所 かがやき	向原町坂 10287 番地 1	☎ 46-5500・Fax 46-5800
訪問介護事業所 かがやき		☎ 46-7500・Fax 46-7142
特別養護老人ホーム かがやき		☎ 46-7500・Fax 46-7142
デイサービス むかいほら	向原町坂 428 番地 1	☎ 46-2951・Fax 46-2953
グループホーム 向原	向原町坂 350 番地	☎ 46-7022・Fax 46-3838

広島県認知症電話相談

名称	電話番号	備考
広島県認知症電話相談	☎ 082-553-5353	毎週火曜日(年末年始・祝日を除く) 13時～16時30分 認知症の人と家族の会会員
	☎ 082-569-6501	毎週木曜日(年末年始・祝日を除く) 13時～16時30分 社会福祉士(広島県社会福祉士会会員)

若年性認知症専門の相談

若年性認知症（65歳未満で発症する認知症の総称）の相談が出来ます。

名称	電話番号	備考
若年性認知症コールセンター （＊電話相談・メール相談）	☎ 0800-100-2707 （フリーダイヤル）	月～土（年末年始・祝日を除く） 10時～15時 ただし水曜日 10時～19時 社会福祉法人仁至会 認知症介護研究・研修大府センター
若年性認知症支援コーディネーター （＊電話相談・面談相談[要予約]）	☎ 082-298-1034	月～金（年末年始・祝日を除く） 9時から17時 広島県若年性認知症サポートルーム 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館4階

消費生活相談窓口

悪徳商法、クーリングオフ等の相談が出来ます。

名称	電話番号	備考
安芸高田市消費生活相談窓口	☎ 42-1143	火曜日（年末年始・祝日を除く） 9時30分～12時 13時～16時30分
消費者ホットライン	☎ 188（いやや）局番無し	お住まいの近くにある消費生活センターなどの相談窓口につながります。

5. 介護予防事業

介護予防とは、介護が必要となる状態を未然に防ぐことや、今は介護が必要な状態でも、できるだけ心身の状態を改善する事をいいます。

加齢に伴い、病気にかかりやすくなったり、筋力が弱ったりすることで、生活に支障がでることがあります。しかし、その状態をそのまま放っておかず、積極的に介護予防に取り組んで、いつまでもイキイキと自分らしい生活が送られるようにしましょう！

げんき教室

（2025(令和7)年4月1日現在）

足腰の筋力を高めるための運動や認知症予防など、仲間と楽しく参加できる介護予防教室を実施します。

- 対象者 ①～③の全てに該当する人
 - ①65歳以上で市内在住の人
 - ②要介護認定を受けていない人
 - ③要支援認定者で通所型サービスまたは通所リハビリテーションを利用していない人
- 参加費 400円／1回 ※材料費など実費が必要な場合があります。

【問合せ先 げんき教室事業所 P21】

住民主体の介護予防教室

住民(市民)の方が中心となり運営する介護予防教室。

週1回、住民の方が主体となり、地域の集会所等に参加して、効果的な運動や交流を行います。

教室開始希望の団体に、リハビリ職や市が立ち上げ支援を行っています。

詳しくはお問い合わせください。

- 対象団体 教室を実施したいと思う団体

【問合せ先 安芸高田市健康・こども未来課 ☎ 42-5633】

6. 社会参加・その他

★ 自分のペースにあった仕事がしたい。ボランティアがしたい。または、ボランティアを頼みたい。

シルバー人材センター

生きがいや生活の充実のため、自らの能力を生かしながら、自分なりの働き方で社会参加をしたい 60 歳以上の人に、多様なニーズに応じた就業の機会を提供しています。

【問合せ先 公益社団法人 安芸高田市シルバー人材センター ☎ 42-4411 】

ほほえみネット

暮らしの中のちょっとした困り事のある人と、ちょっとしたことならお手伝いできる人(ほほえみさん)が地域の中で支えあい活動が出来るように橋渡しをする有償ボランティア活動です。

○ 利用料 1時間 600 円(1 回あたり 2 時間まで)

【問合せ先 安芸高田市社会福祉協議会 ☎ 47-1131 P10 】

ボランティアセンター

ボランティアを頼みたい人と、ボランティア活動をしたい方とのマッチングをしています。

【問合せ先 安芸高田市社会福祉協議会 ☎ 47-1131 P10 】

★ 地域で集いたい。みんなで話がしたい。

老人クラブ

地域を基礎としたおおむね60歳以上の高齢者の自主的な組織。仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、経験と知識を生かして、社会奉仕活動などを行っています。

【問合せ先 安芸高田市社会福祉課 ☎ 42-5615 P9 】

ふれあいサロン

ご近所同士が集い、お茶を飲みながらおしゃべりをしたりするふれあいの場。世話人(地域の方)を中心に自主的に運営しており、地域交流、見守りや支え合いの場です。

【問合せ先 安芸高田市社会福祉協議会 ☎ 47-1131 P10 】

認知症カフェ

認知症の人、家族、地域住民、専門家など誰でも自由に参加できます。お茶を飲んだり、お互いに交流したり、認知症についての相談や情報交換が気軽に出来る場です。各町に1か所あり、各月または毎月1回行っています。

【問合せ先 安芸高田市社会福祉協議会 ☎ 47-1131 P10 】



* お太助ワゴン

公共交通は、お太助バス、お太助ワゴン、市町村運営有償運送(もやい便、友愛とろっこ便)を組み合わせで運行しています。

お太助ワゴンは、利用者の予約に応じて、平日の昼間の時間帯に走ります。

- ① 利用登録……お太助ワゴンを利用する前には、事前に登録の申請が必要です。

【申請先 安芸高田市政策企画課 ☎ 42-5612 各支所 P9】

- ② 事前予約……お太助ワゴン受付センターへ電話で予約をしてください。

(受付時間平日午前 8 時～午後 5 時)

市内へ 行こう! 行こう!

予約先	お太助ワゴン受付センター	NTT・携帯電話	4 7 - 1 5 1 5
		お太助フォン(吉田・八千代・甲田・向原)	2 1 - 5 0 0 1
		お太助フォン(美土里・高宮)	2 1 - 5 0 0 2

利用料金	大人	小中学生・障害者手帳提示
町内への移動	300 円	100 円
町外への移動	500 円	200 円
乗り継ぎ料金(2 回目)	300 円引き	100 円引き

* 小学生未満は無料 * 乗り継ぎは、時間をあけず連続して乗車される場合に限る



7. 見守り・安否確認など

徘徊高齢者家族支援サービス

認知症高齢者を在宅介護している家族に、高齢者が徘徊した場合に早期に発見できる所在確認の端末機（GPS端末機）を貸与し、事故防止と介護者の負担軽減を図ります。

○ 利用者負担額 基本料金 1カ月 500 円（税別）

* 交換バッテリー代金や現場急行料金等は別途支払いが必要です。

【問合せ先 安芸高田市社会福祉課 ☎ 42-5615 P9 】

徘徊SOSネットワーク事業

認知症高齢者等が行方不明になった際に、早期に発見、保護する事を目的に、家族からの申し出により、警察等関係機関と連携を取り、協力機関へ行方不明者の特徴などの情報をFax送信します。

徘徊の心配がある高齢者等の場合、事前に本人の情報を登録することもできます。

【問合せ先 安芸高田市社会福祉課 ☎ 42-5615 P9 】

生活支援員制度

* 安芸高田市と協定を結んだ地域から随時実施しています。

独りでも孤立させない地域づくりを目指した、地域振興組織を中心とした取り組みです。

地域の見守り支援者などにより、ご近所さんを、さりげなく気にかけて、声かけ、訪問し、見守りしていく活動です。

項目	内容
状況把握 「ちょっと 気にかけてよう ご近所さん」	災害時や日常で気になる人はいないか把握
見守り 「ちょっと 気にかける 見守り活動」	週 2 回程度の見守り お太助フォンを活用した「元気コール」
訪問 「ちょっと 気にかける お互いさま訪問活動」	2 週間に 1 回程度の訪問 気軽にちょっと声をかけてみる「お互いさま訪問」
あつまる 「ちょっと 気軽に 集う」	集会所や地域サロンに集まって、みんなでおしゃべり

【問合せ先 安芸高田市社会福祉課 ☎ 42-5615 P9 】

安心生活創造事業

一人暮らしの高齢者や高齢者世帯・障害者世帯の人が、登録訪問員による定期的な訪問等による見守りやちょっとした困り事のお手伝いを受けることができます。

生活支援員制度の取組みを始めた地域では、段階的に統合していく予定です。

項目	頻度	利用料	内容
巡回訪問	月 1 回	無料	安否確認・変化の察知・消費者被害防止・情報支援・話し相手・買い物宅配支援（業者発注手続き）
契約訪問	週 1 回程度	600 円/月	手紙文書の整理・ゴミの分類・電球交換等
契約訪問オプション	1 時間当たり	300 円/時間	親族への定期報告・買い物代行・薬の受け取り・病院内の付き添い

【問合せ先 安芸高田市社会福祉協議会 P10 】

8. 高齢者在宅福祉サービス

それぞれ対象者となる条件(世帯状況や課税状況、身体状況やサービス利用状況など)が異なります。詳細については、それぞれの受付窓口までお問い合わせください。

配食サービス

調理が困難なおおむね 65 歳以上の高齢者に、栄養バランスのとれた食事を配達し、あわせて安否の確認を行います。

＊ 一人暮らし、または同居家族が 65 歳以上または身体障害手帳所持者の世帯の人が対象

○ 利用者負担 食材費相当額 【受付窓口 安芸高田市社会福祉課 ☎ 42-5615 P9】

外出支援サービス(タクシー利用助成)

要介護認定者で歩行困難等があり、お太助ワゴン等の利用が困難な市民税非課税の人が、市内医療機関へタクシーで通院する際に利用できるタクシー利用助成券(毎月 2 往復分)を支給し、通院に係る距離に応じて助成します。

＊ 安芸高田市重度障害者外出支援サービス事業または安芸高田市障害者等交通費補助金の利用者は非該当

＊ 要介護 1 または要介護 2 の認定を受けている人は、次の①または②に該当する人が対象

① 一人暮らし

② 同居家族が居る場合は、その同居家族が 65 歳以上または障害者のみの世帯の人

【受付窓口 安芸高田市社会福祉課 ☎ 42-5615 P9】

訪問理美容サービス

寝たきりで外出が困難なため、理容院や美容院に出向くことが困難なおおむね 65 歳以上の高齢者で、要介護認定者か身体障害者手帳 3 級以上(下肢、体幹及び移動機能障害に限る)所持者が、自宅で理美容サービスを受けることができる訪問理美容サービス券を支給します。

＊ 理美容にかかる費用は自己負担

【受付窓口 安芸高田市社会福祉課 ☎ 42-5615 P9】

日常生活用具の給付

おおむね 65 歳以上の市民税非課税の高齢者へ、限度額の範囲内で日常生活用具(電磁調理器・火災報知機・自動消火器)の購入費を支給します。

＊ 給付を受ける日常生活用具別で、対象者や限度額、利用者負担額が異なります

【受付窓口 安芸高田市保険医療課 ☎ 42-5618 P9】

緊急通報システム運営事業(あんしん電話機能)

自宅に設置してある「お太助フォン(IP告知端末)」に、「あんしんボタン」の設定を行います。

急病などの緊急時に「あんしんボタン」に触れることで、直接安芸高田市消防署へ連絡が入ります。

＊ おおむね 65 歳以上の一人暮らし、同居家族が 65 歳以上または重度身体障害者(身体障害者手帳所持者で障害等級が 2 級以上の人)の世帯の人が対象

○ 設定にかかる利用者負担額 0 円～5,400 円
(世帯課税状況によって異なります)

【受付窓口 安芸高田市社会福祉課 ☎ 42-5615 P9】



9. 家族への支援

それぞれ対象者となる条件(世帯状況や課税状況、身体状況やサービス利用状況など)が異なります。詳細については、それぞれの受付窓口までお問い合わせください。

家族介護用品の支給

要介護3以上の要介護認定者を、在宅介護している市内在住の家族に、市が指定する事業所で使用できる介護用品引換券を支給します。

- 介護用品引換券の金額 1カ月あたり5,000円(介護保険料に滞納がある場合は3,000円)

【受付窓口 安芸高田市保険医療課 ☎ 42-5618 P9】

家族介護支援手当の支給

要介護3以上の要介護認定者を、在宅介護している市内在住の家族(市民税非課税世帯)に、手当を支給します。

- 支給金額 1カ月あたり5,000円

【受付窓口 安芸高田市保険医療課 ☎ 42-5618 P9】

高齢者住宅整備資金

高齢者が居住する住宅の整備を目的として融資を受けた人に予算の範囲内で補助金を交付します。

- 対象者 60歳以上の高齢者と市内で同居、または同居予定の市内在住者で、住宅の整備が必要な人
- 条件等 ・対象者が所有かつ居住(予定を含む)する住宅の整備(60歳以上の高齢者の専用居室の増築、改築または改造の工事であること)を目的として融資を受けた人
・融資を広島県社会福祉協議会、住宅金融支援機構、安芸高田市指定金融機関及び指定代理金融機関で受ける人

* 住宅整備に伴う補助金には、事前の申請が必要ですので、ご相談ください。

【受付窓口 安芸高田市社会福祉課 ☎ 42-5615 P9】

認知症の人への接し方

その人の困っている気持ちを理解する姿勢で、さりげなく自然に関わることが大切です。

認知症の人は、物忘れによる失敗が増えることで、本人も苦しく悲しい気持ちになったり、不安から混乱されていることがあります。

認知症の人への対応の心得 ～3つの「ない」～

1. 驚かせない やさしい口調でおだやかに話しましょう
2. 急がせない 本人のペースに合えましょう
3. 自尊心を傷つけない 本人のプライドを傷つけないことが大切



自分で納めたことを忘れて「財布が盗まれた」と言う



納めこんだことを指摘し「しっかりして！」
と言う
勝手に探し出して「ここにあったでしょ！」
と注意する



困った気持ちを共有して、「一緒に探しましょう」と探す
不安な気持ちを聞く

認知症サポーター

何か特別なことをする人ではなく、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者。

学校・地域・職域など様々な団体で認知症サポーター養成講座を受講することができますので、お気軽にお問合せください。

【問合せ先 安芸高田市社会福祉課

☎ 42-5615 P9】

10. 介護保険サービスの利用について

介護保険サービスを利用するまでの流れは次のとおりです。

相談	介護や支援が必要になったと思ったら、地域包括支援センターや保険医療課に相談してください。
申請	保険者に要介護認定(要支援認定を含む。)の申請をします。
調査と審査	申請後は市役所の職員などから訪問を受け、聞き取り調査(認定調査)が行われます。 また、かかりつけ医が心身の状況について意見書(主治医意見書)を作成します。 その後、認定調査結果や主治医意見書をもとにコンピュータによる一次判定をします。判定結果と主治医意見書をもとに介護認定審査会による二次判定の審査を行い、認定結果をお知らせします。
サービスの利用	介護保険では、要介護度に応じて受けられるサービスが決まっていますので、自分の要介護度が判定された後は、自分が「どんな介護サービスを受けるか」「どういった事業所を選ぶか」についてサービス計画書(ケアプラン)を作成し、それに基づきサービスの利用が始まります。 「要支援1」「要支援2」の介護予防サービス計画書は地域包括支援センターに相談し、「要介護1」以上の介護サービス計画書は介護支援専門員(ケアマネジャー)のいる、居宅介護支援事業者(ケアプラン作成事業者)へ依頼します。

【介護保険サービスに関する相談窓口】

- ・地域包括支援センター ☎ ・お太助フォン 47-1132 ・Fax 47-1312
- ・安芸高田市 保険医療課 ☎ ・お太助フォン 42-5618 ・Fax 42-2130

自宅で受けるサービス(P20)

●訪問介護(ホームヘルプ)・訪問型サービス

ホームヘルパーが家庭を訪問して食事や掃除、排泄の介助などの援助をします。

●訪問看護

疾患などを抱える方に、看護師などが自宅訪問し療養上の世話や医療的ケア・心のケア・相談等、安心して生活できる支援をします。

●訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、リハビリテーションをします。

施設に通うサービス(P20, 21)

●通所介護(デイサービス)・通所型サービス

●地域密着型通所介護

通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りします。

●通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のリハビリテーションなどを日帰りします。

短期入所して利用するサービス(P21)

●短期入所生活介護(ショートステイ)

●短期入所療養介護(ショートステイ)

福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。

多機能なサービス(P21)

●小規模多機能型居宅介護

通いを中心に利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせたサービスが受けられます。

施設サービス(P21)

●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

●地域密着型介護老人福祉施設

寝たきりや認知症で日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人の入所施設です。

●介護老人保健施設

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

●介護療養型医療施設

急性期の治療は終わったものの、医療的管理のもと、長期療養が必要な人のための医療施設です。

認知症の人を対象とした施設サービス(P21)

●認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の人が共同生活をする住宅で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

介護環境を整えるサービス

●福祉用具貸与 ●福祉用具購入 ●住宅改修

11. 権利擁護

認知症により判断能力が低下した場合、「助けてほしい」などの自己主張や適切な自己決定、また、自分で内容を理解して契約を結ぶことや財産の管理が難しくなることがあります。そのため、虐待や消費者被害などにあう危険性が高くなります。

高齢者虐待

高齢者虐待には、家庭内で起こる「養護者による虐待（家庭内で起こる虐待）」と「養介護施設従事者等による虐待（施設内で起こる虐待）」があります。

虐待の深刻化を防ぐためには、早期発見・早期対応が大切です。

高齢者虐待が疑われる場合には、すぐにご相談ください。

【養護者による虐待相談窓口】 安芸高田市地域包括支援センター ☎ 47-1132 P5】

【養介護施設従事者等による虐待相談窓口】 安芸高田市保険医療課 ☎ 42-5618 P9】

成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害などにより、判断能力が不十分な人が、日常生活において財産管理や契約などで、不利益を被らないように、法律的に保護し支えるための制度です。

家庭裁判所によって法的に権限を与えられた成年後見人などが本人に代わって、財産管理や身上監護を行います。

制 度 名	法定後見制度	任意後見制度
判断能力の程度	既に判断能力が不十分	将来に備える
手続き・申立て先	住所地を管轄する家庭裁判所	お近くの公証（人）役場

【相談窓口 安芸高田市地域包括支援センター ☎ 47-1132 P5】

成年後見制度利用支援事業

○ 市長による成年後見の申立て

身寄りがないなど誰も申立てをする人がいない場合には、市長による法定後見制度の申立てができます。

○ 申立て費用、報酬額の助成

経済的に困窮している場合で、申立て費用、または、成年後見人などの報酬を支払う事が困難な場合に、申立て費用や報酬額の助成を行います。

【相談窓口 安芸高田市社会福祉課 ☎ 42-5615 P9】

* 福祉サービス利用援助事業(かけはし)

本人と契約を締結することによって、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援等のサービスを提供し、地域で自立した生活を支えるための仕組み。

○ 支援内容と利用料

支援内容	利用料
福祉サービスの利用支援	1,500 円／1回
日常的金銭管理の支援	
書類等の預かり	1,500 円／1 カ月

【相談窓口 安芸高田市社会福祉協議会 P5】

消費者被害

高齢者の消費者被害には、だまされたことに気付かず、相談しない特徴があります。

早期発見し、相談することで、クーリングオフ制度が活用できたり、被害の拡大防止・回復につながります。

相談窓口 安芸高田市消費生活相談窓口 ☎ 42-1143 P11

(火曜日 9 時 30 分～12 時、13 時～16 時 30 分)



12. 医療機関

(2024 (令和6) 年 7 月 1 日現在)

市内医療機関

物忘れなど、気になることがあれば、まずはかかりつけの医師に相談しましょう。

名称	住所	電話番号	オレンジ ドクター
広島県厚生農業協同組合連合会 吉田総合病院	吉田町吉田 3666 番地	☎ 42-0636	○
井上内科医院	吉田町吉田 1091 番地 1	☎ 42-0005	
児玉眼科医院	吉田町吉田 770 番地	☎ 42-0226	
こだま整形外科医院	吉田町常友 341 番地 1	☎ 43-2800	○
医療法人社団 佐々木クリニック	吉田町山手 585 番地	☎ 43-1111	○
社会福祉法人清風会 診療所 さわさき	吉田町吉田 695 番地 1	☎ 42-3431	○
のりかわ眼科クリニック	吉田町吉田 1853 番地 8	☎ 42-1001	
平原内科医院	吉田町吉田 1210 番地 1	☎ 42-0446	○
医療法人社団八千代会 安芸高田やちよクリニック	八千代町勝田 448 番地	☎ 52-3838	
医療法人安心会 津田医院	美土里町本郷 1781 番地 9	☎ 54-0699	
医療法人 佐々部診療所	高宮町佐々部 983 番地 17	☎ 57-0022	○
安芸高田市川根診療所	高宮町川根 2438 番地 1	☎ 58-0234	
徳永医院	甲田町高田原 1419 番地 1	☎ 45-2032	○
なかもと眼科クリニック	甲田町高田原 1472 番地 2	☎ 45-7814	
医療法人社団 平岡医院	甲田町高田原 1043 番地	☎ 45-2002	○
政永内科・まさなが歯科クリニック	甲田町高田原 1451 番地	☎ 45-7711	○
医療法人増田ファミリークリニック	甲田町高田原 1474 番地 3	☎ 45-2031	
医療法人かどます 佐々木医院	向原町坂 428 番地 2	☎ 46-2065	
中村医院	向原町戸島 2846 番地 5	☎ 46-5588	○
中村耳鼻咽喉科医院	向原町坂 1701 番地	☎ 46-2001	

オレンジドクターとは、物忘れ・認知症の相談が可能である医師として
広島県が認定した医師です。(広島県ホームページ参考)



近隣の認知症疾患医療センター

認知症専門の医師やスタッフがおり、認知症疾患に関する相談や鑑別診断の実施、急性期の対応などが受けられます。

- 電話等による専門医療相談
認知症に関する不安・悩みのある方や家族等からの相談について、専門の相談員が対応
- 認知症疾患に対する鑑別診断・初期対応
受診希望者やかかりつけ医等から紹介された方については、認知症の診断を行うための検査や診察等を行い、鑑別診断に基づいた治療や、初期対応等
- 認知症疾患の周辺症状や身体合併症への急性期対応
周辺症状や身体合併症の初期診断と治療（急性期入院調整等）
- その他、地域包括支援センターとの連絡調整、保健医療関係者等への研修等も行います。

名称	住所	電話番号
医療法人社団せがわ会 千代田病院	山県郡北広島町今田 3860 番地	☎ 0826-72-8262
医療法人微風会 三次神経内科クリニック花の里	三次市十日市東 4 丁目 3 - 10	☎ 0120-870-318

13. 介護保険サービス事業所など (2025 (令和7) 年4月1日現在)

●居宅介護支援事業所

名称	住所	電話番号・Fax
JA 吉田総合病院 居宅介護支援事業所	吉田町吉田 3666 番地	☎ 42-5389・Fax 47-0050
百楽荘 居宅介護支援事業所	吉田町吉田 1948 番地 1	☎ 42-4112・Fax 47-0154
安芸高田市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	吉田町常友 1564 番地 2	☎ 47-1133・Fax 47-1312
安芸高田市医師会居宅介護支援事業所	吉田町吉田 1010 番地 2	☎ 42-0120・Fax 42-2969
レークサイド土師 居宅介護支援事業所	八千代町土師 12251 番地 1	☎ 52-3833・Fax 52-2154
メリィケアプランセンター八千代	八千代町勝田 459 番地	☎ 52-7009・Fax 52-7019
JA ひろしま安芸高田居宅介護支援事業所	美土里町横田 1476 番地 3	☎ 54-0301・Fax 54-0305
高美園 居宅介護支援事業所	高宮町原田 10380 番地 1	☎ 57-1260・Fax 57-0190
居宅介護支援事業所 甲田	甲田町下小原 3363 番地	☎ 45-7777・Fax 45-5222
居宅介護支援事業所 かがやき	向原町坂 10287 番地 1	☎ 46-5500・Fax 46-5800
居宅介護支援事業所 時遊館	向原町長田 2337 番地 3	☎ 46-3053・Fax 46-3441

●介護予防支援事業所

名称	住所	電話番号・Fax
安芸高田市地域包括支援センター	吉田町常友 1564 番地 2	☎ 47-1132・Fax 47-1312

●訪問介護（ホームヘルプサービス）・訪問型サービス

名称	住所	電話番号・Fax
安芸高田市社会福祉協議会 訪問介護事業所	吉田町常友 1564 番地 2	☎ 42-2929・Fax 47-0045
百楽荘訪問介護事業所	吉田町吉田 1948 番地 1	☎ 42-2232・Fax 47-0154
レークサイド土師訪問介護事業所	八千代町土師 12251 番地 1	☎ 52-3833・Fax 52-2154
メリィヘルパーセンター八千代	八千代町勝田 459 番地	☎ 52-7878・Fax 52-7733
JA ひろしま安芸高田訪問介護事業所	美土里町横田 1476 番地 3	☎ 54-0302・Fax 54-0305
高美園訪問介護事業所	高宮町原田 10380 番地 1	☎ 57-1260・Fax 57-0190

●訪問看護

名称	住所	電話番号・Fax
安芸高田市医師会訪問看護ステーション	吉田町吉田 1010 番地 2	☎ 42-4119・Fax 42-2969
メリィ訪問看護ステーション八千代	八千代町勝田 459 番地	☎ 52-7878・Fax 52-7733

●通所リハビリテーション（デイケア） *訪問リハビリテーションは、施設へお問い合わせください。

名称	住所	電話番号・Fax
こだま整形外科医院	吉田町常友 341 番地 1	☎ 43-2800・Fax 43-2801
徳永医院	甲田町高田原 1419 番地 1	☎ 45-2032・Fax 45-3538

●通所介護（デイサービス）・通所型サービス

名称	住所	電話番号・Fax
百楽荘通所介護事業所	吉田町吉田 1948 番地 1	☎ 42-3215・Fax 42-3215
レークサイド土師通所介護事業所	八千代町土師 12251 番地 1	☎ 52-3833・Fax 52-2154
デイサービスセンター幸せ物語八千代	八千代町佐々井 1391 番地 1	☎ 52-3388・Fax 52-2557
高美園通所介護事業所	高宮町原田 10380 番地 1	☎ 57-1260・Fax 57-0190
安芸高田市社会福祉協議会通所介護事業所	甲田町高田原 1490 番地 1	☎ 45-5102・Fax 45-7012
通所介護事業所甲田	甲田町下小原 3363 番地	☎ 45-7777・Fax 45-5222
デイサービスセンターふぁみりい安芸高田	甲田町上小原 4501 番地 1	☎ 45-7355・Fax 45-7357
通所介護事業所かがやき	向原町坂 10287 番地 1	☎ 46-7500・Fax 46-7142
時遊館安芸高田デイサービスセンター	向原町長田 2337 番地 3	☎ 46-4611・Fax 46-3441

●地域密着型通所介護（デイサービス）

名称	住所	電話番号・Fax
清風会もみじ	吉田町竹原 1891 番地 1	☎ 47-2610・Fax 43-1750
通所介護事業所吉田	吉田町山手 397 番地 1	☎ 43-2555・Fax 43-2555

●小規模多機能型居宅介護

名称	住所	電話番号・Fax
小規模多機能型居宅介護 ケアホーム匠	吉田町常友 486 番地	☎ 47-1013・Fax 42-5565
小規模多機能型居宅介護施設 高田・楽々苑	美土里町本郷 1317 番地 1	☎ 59-2383・Fax 59-2330
小規模多機能ホーム ふぁみりい安芸高田	甲田町上小原 4501 番地 1	☎ 45-7355・Fax 45-7357

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

名称	住所	電話番号・Fax
認知症対応型共同生活介護 ケアホーム匠	吉田町常友 486 番地	☎ 47-1013・Fax 42-5565
グループホーム 高田・楽々苑	美土里町本郷 1317 番地 1	☎ 59-2383・Fax 59-2330
グループホーム 甲田	甲田町下小原 3363 番地	☎ 45-7777・Fax 45-5222
グループホーム 向原	向原町坂 350 番地	☎ 46-7022・Fax 46-3838

●介護老人福祉施設及び短期入所生活介護（ショートステイ）

名称	住所	電話番号・Fax
特別養護老人ホーム百楽荘	吉田町吉田 1948 番地 1	☎ 42-4110・Fax 42-4120
清風会さくら	吉田町竹原 1891 番地 1	☎ 47-2610・Fax 43-1750
特別養護老人ホームレークサイド土師	八千代町土師 12251 番地 1	☎ 52-3833・Fax 52-2154
特別養護老人ホーム高美園	高宮町原田 10380 番地 1	☎ 57-1586・Fax 57-0267
特別養護老人ホーム甲田	甲田町下小原 3363 番地	☎ 45-7777・Fax 45-5222
特別養護老人ホームかがやき	向原町坂 10287 番地 1	☎ 46-7500・Fax 46-7142

●地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護（ショートステイ）

名称	住所	電話番号・Fax
地域密着型ユニット型 特別養護老人ホーム甲田	甲田町下小原 3363 番地	☎ 45-7777・Fax 45-5222

●短期入所療養介護（ショートステイ）

名称	住所	電話番号・Fax
徳永医院	甲田町高田原 1419 番地 1	☎ 45-2032・Fax 45-3501

●介護医療院

名称	住所	電話番号・Fax
八千代病院介護医療院	八千代町勝田 448 番地	☎ 52-3838・Fax 52-3253

●特定施設入所者生活介護 ＊入居費用は介護保険の対象外です。

名称	住所	電話番号・Fax
有料老人ホームメリィハウス八千代	八千代町勝田 459 番地	☎ 52-7878・Fax 52-7733
養護老人ホーム高美園	高宮町原田 10381 番地 2	☎ 57-1586・Fax 57-0267

●ケアハウス ＊入居費用は介護保険の適用外です。

名称	住所	電話番号・Fax
ケアハウス甲田	甲田町下小原 3363 番地	☎ 45-7777・Fax 45-5222

●サービス付き高齢者向け住宅 ＊入居費用は介護保険の適用外です。

名称	住所	電話番号・Fax
吉田・楽々苑	吉田町吉田 1205 番地 1	☎ 42-2002・Fax 42-2021

●げんき教室事業所 ＊利用は介護保険の適用外です。

名称	住所	電話番号・Fax
公益財団法人安芸高田市地域振興事業団	吉田町吉田 269 番地 4	☎ 42-1011・Fax 42-4322
レークサイド土師通所介護事業所	八千代町土師 12251 番地 1	☎ 52-3833・Fax 52-2154
通所介護事業所甲田	甲田町下小原 3363 番地	☎ 45-7777・Fax 45-5222
通所介護事業所かがやき	向原町坂 10287 番地 1	☎ 46-7500・Fax 46-7142

この「お太助ガイド」に記載されている情報等は、特別の指定がない限り、2024(令和6)年7月1日現在のものです。
それ以降、情報等に変更がある場合がありますので、ご了承ください。